

第 3 部

排水設備工事手続等の取扱い

第3部 排水設備工事手続等の取扱い

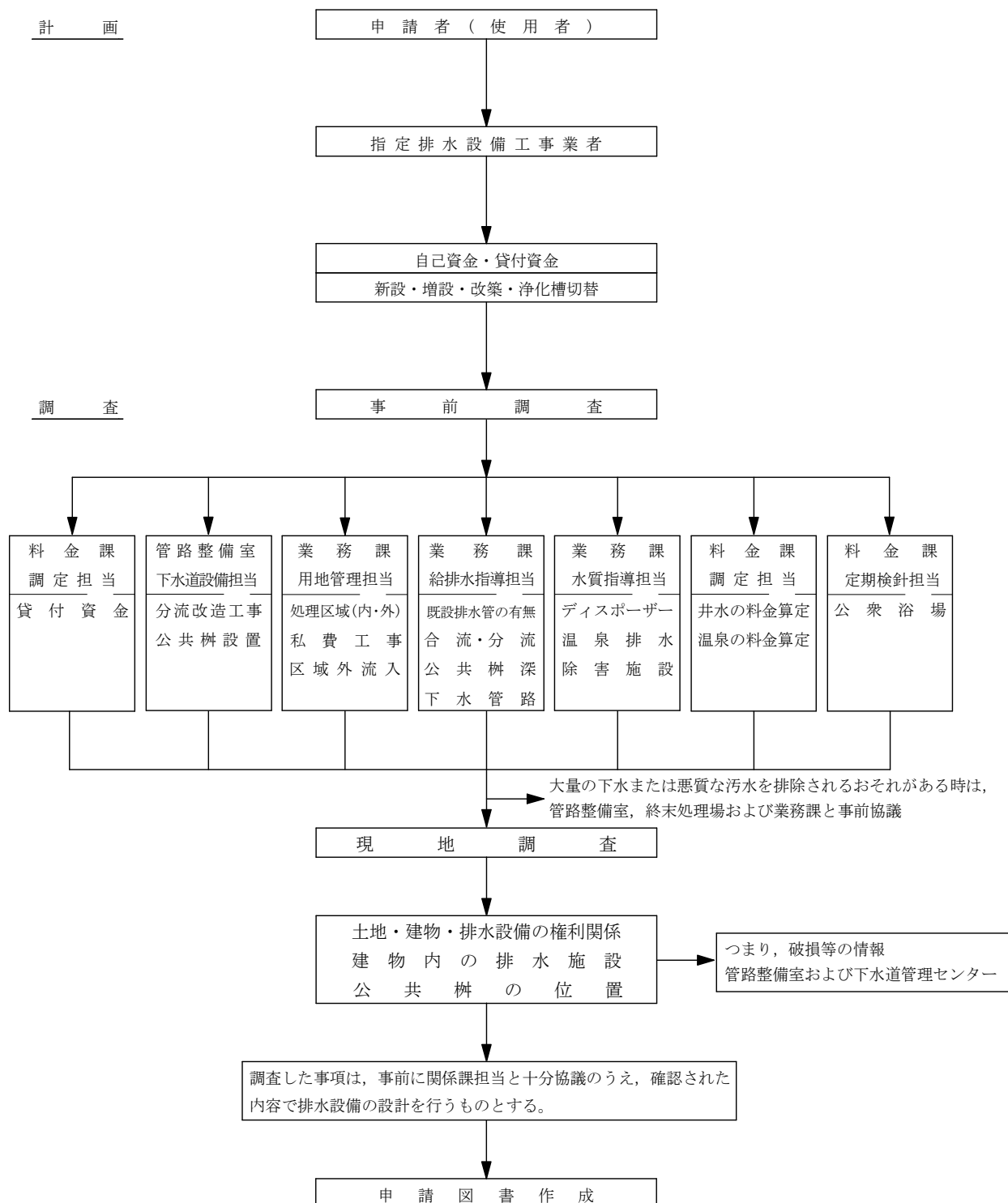
1. 手続業務のフロー	6 2
(1) 排水設備工事の計画・調査に係る基本フロー	6 2
(2) 排水設備工事の業務処理基本フロー	6 3
2. 排水設備工事の申請手続	6 4
(1) 排水設備工事の申請	6 4
(2) 申請に必要な図書	6 4
① 自己資金工事の場合	6 4
② 貸付資金工事の場合	6 4
(3) 申請書類の作成	6 4
① 排水設備計画確認申請書	6 4
② 排水設備工事材料表（自己資金工事）	6 4
③ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）	6 5
④ 工事図面（平面図および立体図）	6 5
⑤ 貸付申請書	6 5
⑥ 床下集合配管システムの申請手続	6 5
⑦ 貸ビル等の排水設備の申請	6 5
(4) 排水設備計画確認通知書による通知	6 6
(5) 工事の取り止めについて	6 6
3. 排水設備工事の完成書類の手続	6 6
(1) 完成書類の提出	6 6
(2) 完成届提出に必要な図書	6 6
① 自己資金工事の場合	6 6
② 貸付資金工事の場合	6 6
(3) 完成書類の作成	6 6
① 排水設備工事完成届書	6 6

② 公共下水道使用開始届書	6 7
③ 排水設備工事材料表（自己資金工事）	6 7
④ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）	6 7
⑤ 工事図面（平面図および立体図）	6 7
⑥ 排水設備工事検査表	6 7
⑦ 床下集合配管システム（排水ヘッダー）チェック表	6 7
⑧ 水洗便所改造工事写真	6 7
⑨ 貸付金の代理受領に関する委任状兼貸付金振込口座依頼書	6 8
⑩ 借用書	6 8
⑪ 印鑑登録証明書（申請人，保証人）	6 8
4. 完成検査	6 8
(1) 現場完成検査	6 8
(2) 現場完成検査の主な項目	6 8
5. 分流改造工事の取扱い	7 0
6. 公設柵設置の取扱い	7 2
7. 温泉排水設備工事の取扱い	7 3
8. 下水道処理区域外からの公共下水道施設の使用に関する取扱い	7 4
9. 管理者以外の者が行う公共下水道工事の取扱い	7 5
1 0. 公共下水道施設の一時的な使用許可に関する取扱い	7 8
1 1. 融雪下水の取扱い	7 8 - 1
1 2. 靴洗い場排水の取扱い	7 9
1 3. 排水設備工事しゅん工図書等の閲覧の取扱い	7 9 - 1

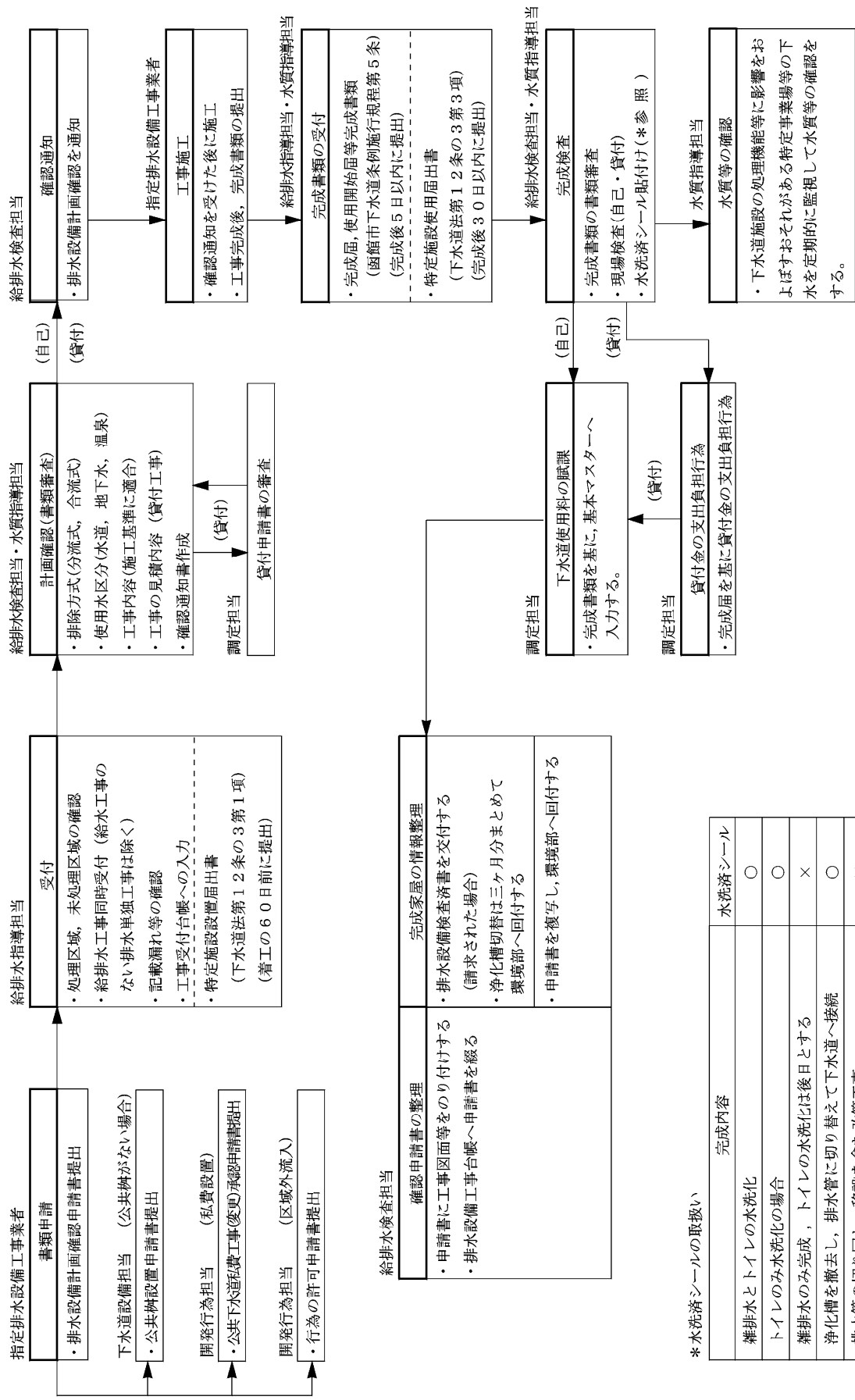
第3部

1. 手続業務のフロー

(1) 排水設備工事の計画・調査に係る基本フロー



(2) 排水設備工事の業務処理基本フロー



2. 排水設備工事の申請手続

(1) 排水設備工事の申請

- ① 排水設備計画確認申請書は、工事着工前に提出すること。
- ② 工事は、排水設備計画確認通知を受けた後に施工すること。
- ③ 排水設備計画確認申請書は、給水装置工事申込書と同時に提出すること。
- ④ 工事に伴い、公共枿の新設等を希望する場合は、事前協議後に提出すること。

(2) 申請に必要な図書

- ① 自己資金工事の場合
 - ア 排水設備計画確認申請書 (別紙 1)
 - イ 排水設備工事材料表 (別紙 2)
 - ウ 工事図面 (平面図および立体図) (別紙 4)
- ② 貸付資金工事の場合
 - ア 排水設備計画確認申請書 (別紙 1)
 - イ 排水設備工事設計書 (別紙 3)
 - ウ 工事図面 (平面図および立体図) (別紙 4)
 - エ 貸付申請書 (別紙 6)
 - オ 市・道民税納税証明書 (申請者・保証人) (前年度の証明)
 - カ 固定資産税納税証明書 (申請者) (前年度の証明)
 - キ 所得証明書 (申請者・保証人) (今年度の証明) ※前年中の内容のもの
 - ク 対象建物を特定できるもの (固定資産税納税通知書, 登記事項証明書, 権利書, 賃貸借契約書の写し等)
- ③ その他必要と認める書類

(3) 申請書類の作成

- ① 排水設備計画確認申請書
 - ア 申請書の作成にあたっては、別紙1を参考にすること。
 - イ 申請者の住所は、申請時に居住している住所で申請すること。
 - ウ 水洗便所改造工事と雑排水工事 (台所等) の両方の工事がある場合は両方に○を、雑排水工事だけの場合は、雑排水のみに○をつけること。
 - エ 他人の所有する土地や建物、他人が設置した排水設備を使用する場合は、利害関係人の同意を得て記入し押印すること。
なお、利害関係人が多数いる場合は、別添で添付することができる。
- ② 排水設備工事材料表 (自己資金工事)
 - ア 材料表の作成にあたっては、別紙2を参考にすること。
 - イ 給水装置工事の手数料の対象となるもので、簡易な給水管の改造工事の場合は、排水設備工事材料表に数量を記入し、給水装置工事申込書を添付して提出することができる。

- ウ 管路延長の数量は小数点以下第1位までとし、材料の数量は工事図面から算出される数値と一致すること。
- エ 材料表には、施行業者、責任技術者の押印をすること。
- オ 使用する便器その他の材料は、J I Sまたは工業会等の規格品を使用すること。
- ③ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）
- ア 設計書の作成にあたっては、別紙3を参考にすること。
- イ 便槽処理が計上されていること。
- ウ 丸型汚水枡および枡設置工は、単価別になっていること。
- エ トイレ内の改修工事でガラスウールの内訳（壁、床、天井）が○で明示されていること。
- オ クッションフロアー、ガラスウール、クロスの面積は整合性があること。
- カ 管路延長の数量は、小数点以下第1位までとし、材料の数量は、工事図面から算出される数値と一致すること。
- キ 設計書には、施行業者、責任技術者の押印をすること。
- ④ 工事図面（平面図および立体図）
- ア 図面の作成にあたっては、別紙4を参考にすること。
- イ 配管は既存部分を含め屋内の配管を記入すること。
- ウ 2階以上の建物は、各階の平面図と大便器立体図を記入すること。
- エ 雨水排水がある場合は、「R. D.」、「雨どい」、「泥溜枡」等を表示すること。
- オ 新設、既設のものにかかわらず接続先を図示すること。（特に靴洗いやルーフトレン、温泉排水等）
- カ ルーフドレン等の雨水排水を公共下水道等に接続する場合は、宅地内の設置可能な場所に泥溜枡と浸透枡を設置すること。
- キ 枡間の勾配を記入すること。
- ⑤ 貸付申請書
- ア 申請書の作成にあたっては、別紙6を参考にすること。
- イ 市・道民税納税証明書、固定資産税納税証明書、所得証明書を添付すること。
- ウ 対象建物を特定できるもの（固定資産税納税通知書、登記事項証明書、権利書、賃貸借契約書の写し等）を添付すること。
- ⑥ 床下集合配管システムの申請手続
- 床下集合配管システムは、建物の構造によっては技術上の基準に適合しないこともあるため、事前に協議を行うものとし、申請手続を行うときは「排水ヘッダー設置図」および「床下集合配管システムに係る確認書」（別紙4-1）を添付して確認をうけること。
- ⑦ 貸ビル等の排水設備の申請
- 貸ビル等は、テナントごとに申請し、除害施設の必要なものもあるので、事前に協議すること。

- (4) 排水設備計画確認通知書による通知
 自己資金工事の場合、決裁終了後、別紙5の通知書により申請者へ通知する。
 貸付資金工事の場合、決裁終了後、料金課調定担当での貸付審査が終了したのち別紙5の通知書により申請者へ通知する。
- (5) 工事中止の申請
 排水設備工事の申請後に工事中止となった場合は、速やかに「取り止め届」(別紙14)を給排水検査担当に提出すること。

3. 排水設備工事の完成書類の手続

(1) 完成書類の提出

- ① 排水設備工事完成届書等は、工事完成後5日以内に提出しなければならない。
- ② 給水装置工事が伴う場合、排水設備工事完成届書等と給水装置工事検査申請書を同時に提出すること。
- ③ 完成書類の提出時には「給排水立会検査予定台帳」に必要事項を記入し、立会検査の受付を行うこと。

(2) 完成届提出に必要な図書

- ① 自己資金工事の場合

ア 排水設備工事完成届書	(別紙 7)
イ 公共下水道使用開始届書	(別紙 8)
ウ 排水設備工事材料表	(別紙 2)
エ 工事図面(平面図および立体図)	(別紙 4)
オ 排水設備工事検査表	(別紙 9)
カ 水洗便所改造工事写真	(別紙10-1, 10-2)
- ② 貸付資金工事の場合

ア 排水設備工事完成届書	(別紙 7)
イ 公共下水道使用開始届書	(別紙 8)
ウ 排水設備工事設計書	(別紙 3)
エ 工事図面(平面図および立体図)	(別紙 4)
オ 排水設備工事検査表	(別紙 9)
カ 水洗便所改造工事写真	(別紙10-1, 10-2)
キ 貸付金の代理受領に関する委任状兼 貸付金振込口座依頼書	(別紙11)
ク 借用書	(別紙12)
ケ 印鑑登録証明書	(申請者, 保証人)
- ③ その他必要と認める書類

(3) 完成書類の作成

- ① 排水設備工事完成届書

ア 完成届書の作成にあたっては、別紙7を参考にすること。
イ 工事完成年月日は、工事および書類の作成までの全てが完了した日とすること。

- ② 公共下水道使用開始届書
- ア 使用開始届書の作成にあたっては、別紙8を参考にする事。届書の日付は、書類の提出日を記入すること。
 - イ 使用開始年月日については、排水設備を公共柵に接続し、公共下水道を使用した日とする。
ただし、新築家屋や店舗等は、入居日や営業開始日を開始年月日として届出ること。
- ③ 排水設備工事材料表（自己資金工事）
- ア 材料表の作成にあたっては、別紙2を参考にする事。
 - イ 材料の数量は、実際に使用した数量を記入すること。
 - ウ 施行業者、責任技術者の押印をすること。
- ④ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）
- ア 設計書の作成にあたっては、別紙3を参考にする事。
 - イ 工事完成後、見積金額と精算金額が同額であって、現場検査において変更が確認された場合は、設計書と図面の差替えをすること。
 - ウ 施行業者、責任技術者の押印をすること。
- ⑤ 工事図面（平面図および立体図）
- ア 工事図面の作成にあたっては、別紙4を参考にする事。
 - イ 工事に変更になった箇所は、書き直し差替えすること。
 - ウ ルーフドレンなどの雨水排水の配管を図面に明示すること。
 - エ 2階以上の建物は、各階の平面図と大便器立体図を記入すること。
 - オ 雨水系統と汚水系統が入り組んでいる場合は、系統別に色別すること。
 - カ 柵径、柵深および柵間勾配を記入すること。
 - キ 既設管を使用する場合は、既設管の柵深、柵間距離、勾配を記入すること。
 - ク 施行業者、責任技術者の押印をすること。
- ⑥ 排水設備工事検査表
- ア 検査表の作成にあたっては、別紙9を参考にする事。
 - イ 検査は、完成書類の提出日までに工事施行業者が行うこと。
 - ウ 分流地区の現場検査では、誤接続を防止するため無落雪排水等（R. D.等）の排水先を確認すること。
- ⑦ 床下集合配管システム（排水ヘッダー）チェック表
- ア チェック表の作成にあたっては、別紙9-2を参考にする事。
 - イ 集合配管システムを使用する場合は、完成届書に添付すること。
- ⑧ 水洗便所改造工事写真
- ア 工事写真の提出にあたっては、別紙10-1、10-2の用紙に貼付けて提出すること。
 - イ トイレ内部の写真については、改造前と改造後の写真、給水接続状況の写真を撮影し提出すること。
貸付資金工事の床下グラスウールの写真は、給水接続状況写真と兼ねることができる。

- ⑨ 貸付金の代理受領に関する委任状兼貸付金振込口座依頼書
 - ア 委任状兼依頼書の作成にあたっては、別紙11を参考にする事。
 - イ 貸付資金工事の場合は、完成届書に添付する事。
- ⑩ 借用書
 - ア 借用書の作成にあたっては、別紙12を参考にする事。
 - イ 貸付資金工事の場合に、完成届書に添付する事。
- ⑪ 印鑑登録証明書（申請人，保証人）
 - ア 貸付資金工事の場合に、完成届書に添付する事。
 - イ 申請人と保証人の印鑑証明書は、完成届書提出日の以前3ヶ月に発行されたものである事。

4. 完成検査

(1) 現場完成検査

- ① 排水設備工事の完成検査は、自己、貸付資金工事の区分にかかわらず、完成書類の審査後、「給排水立会検査予定台帳」に記載された日程により、完成図書に基づき現場検査を行う。
- ② 現場検査においては、責任技術者の立会いを原則とする。また、建物所有者等の立会いが必要な場合は、立会いを求めることがある。
- ③ 指定業者および建物所有者等の負担軽減と検査業務の効率化のため、給水装置工事と排水設備工事の同時検査を原則とする。
- ④ 軽微な変更等により現場検査を不要と認める場合は、写真、図面等による検査とする。
- ⑤ 現場完成検査が完了した家屋には、別紙13の「排水設備検査済書」の交付に代え、水洗化シールを貼付けるが、申請者から要求があった場合は検査済書を交付する。
- ⑥ 指定業者は、検査の結果、改善を必要とする箇所があるときは、管理者の指定する期間内に改善の工事をし、再検査を受けなければならない。
なお、改善工事に係る費用は施工した指定業者の負担とする。

(2) 現場完成検査の主な項目

- ① 公共汚水柵の接続は、管底接続になっている事。
- ② 起点柵の管の土かぶりが30cm以上ある事。
- ③ 柵間距離が管径の120倍以内（φ100なら12m）である事。
- ④ 掘削箇所の埋戻し状況を確認する。
- ⑤ 台所、洗面所、湯殿、水洗便所等より排水し、柵の蓋をあけ流出状況を確認する。
- ⑥ 居住者が不在の場合は、柵の蓋を閉じた響き音などを利用して公共汚水柵に接続されていることを確認する。

- ⑦ 大便器等を操作し設置状況や規格の確認を行う。なお、貸付資金工事の場合は、クロスやクッションフロアーなどの改修工事も確認する。
- ⑧ トラップ柵が設置されている場合、通気口を設けるなど二重トラップにしないこと。
- ⑨ ルーフドレンの排水については、柵の蓋を閉じた響き音等を利用して公共汚水柵に接続されていないことを確認する。
- ⑩ 完成検査後、指定業者の名前が記入されている「水洗便所の正しい使い方」のパンフレットを使用者に渡し、水洗済シールを申請者の承諾を得て貼付けること。
- ⑪ 水洗済シールは、1棟1枚を原則とし、アパートやマンションのような集合住宅は、建物の入口の目立つ場所に1枚貼付けること。ただし、建物所有者が異なる場合は、別々にシールを貼付けること。

5. 分流改造工事の取扱い

5. 分流改造工事の取扱い

(1) 目的

雨水と雑排水（流し水や風呂水などの生活廃水）を下水道管で、直接川や海へ排出している区域は、生活環境等の変化により排水量が増え水質の悪化が進んできたことから、汚水は処理場で処理して放流することとしたため、汚水管布設工事が完成した区域は、雨水と汚水に分けて排出できるように管理者が排水設備の改造工事を施工する。

(2) 工事の費用負担等

① 工事は企業局が費用を負担し施工する。完成後、排水設備は建物所有者に引渡しする。

ただし、便所の水洗化工事、浄化槽の廃止工事、新築住宅等の費用は、個人負担とする。

② 分流改造工事に関する受付等は、上下水道部管路整備室下水道設備担当が行う。

(3) 建物および土地所有者の同意

① 工事は、私有地内で施工するため、工事および工事後の維持管理に関する建物所有者の同意を必要とする。

② 借地の場合は、土地所有者の同意を必要とする。

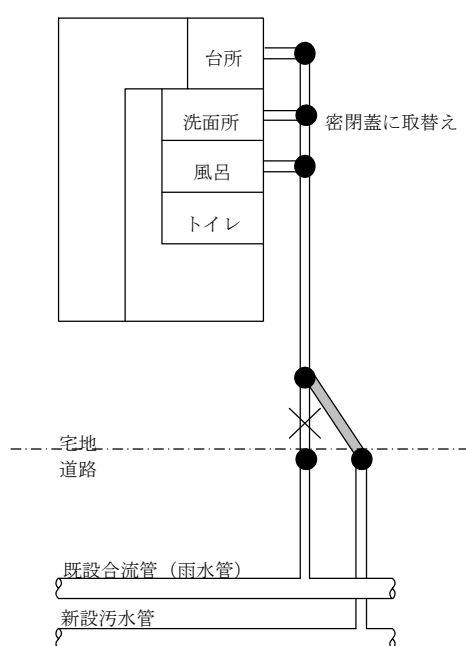
(4) 分流改造工事施工例

① 既設管をすべて汚水排水管として使用する場合

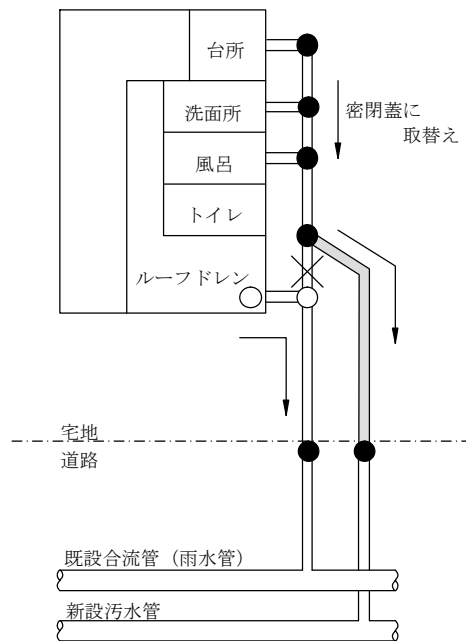
ア 公共柵に最も近いところで排水管を切替える。

イ コンクリート蓋等を密閉蓋に取替える。

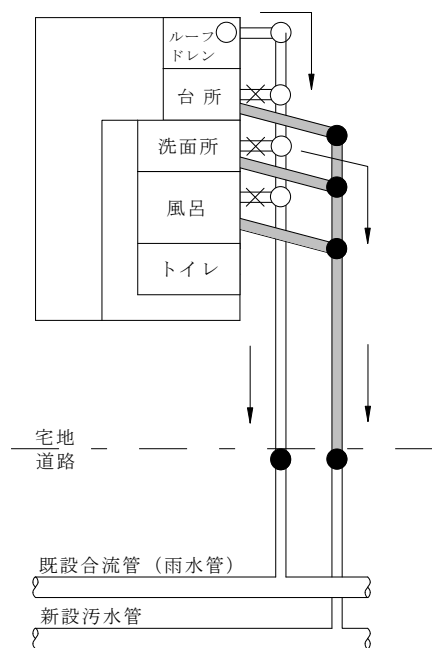
例) 既設の排水設備が汚水のみを排出している場合



- ② 一部を污水管として使用する場合
- ア 雨水が流れているところまで污水排水管を布設して切替える。
- イ コンクリート蓋等を密閉蓋に取替える。
- 例) 下流側に雨どい等の雨水排水がある場合



- ③ 既設管をすべて雨水排水管として使用する場合
- 污水排水管を新設して切替える。
- 例) 上流側に雨どい等の雨水排水がある場合
柵で敷地内の雨水を受けて排出している場合



6. 公共柵設置の取扱い

6. 公共樹設置の取扱い

(1) 目的

排水設備工事を施工しようとする敷地に公共樹がなく、排水設備を接続することができない場合、公共樹設置要件に該当するときは、新たに公共樹を管理者が設置する。

(2) 公共樹設置の要件

① 公共汚水樹を設置する場合

ア 公共下水道本管新設工事の際に、公共樹が設置されていない場合

イ 土地の売買等による土地分筆のため、公共樹が必要となる場合

ウ 他人の土地を利用しなければ既設公共樹に接続できない場合

エ 建物の新築、増改築等により、既設公共樹の深さが不足する場合

オ 宅地内に容易に移動または解体、復旧することが困難な構築物があり、排水設備を迂回しなければ既設公共樹に接続できず、管勾配を最大限考慮しても技術的に既設公共樹の利用が困難な場合。ただし、開発行為、区画整理箇所を除く。

カ その他、管理者が必要と認める場合

② 公共雨水樹を新設する場合

ア 分流式区域の公共雨水管が整備されている場所で、公道および私道の路面排水を排除する場合を除き、敷地内の雨水（雨どい、無落雪、池等）を排除するために排水設備を設ける場合。ただし、取付管口径は、150mmを標準とし、樹は一宅地一基を原則とする。また、この規模を超える排水施設能力を必要とする場合は、別途上下水道部業務課と協議すること。

イ その他、管理者が必要と認める場合

(3) 公共樹設置申請の手続

① 公共樹設置を申請する場合は、排水設備工事図面、位置、深さ、流入管径、設置希望時期について、上下水道部管路整備室下水道設備担当と事前協議すること。

② 事前協議で申請が認められた場合は、「公共樹設置申請書」（別紙15）に排水設備計画確認申請書、排水設備工事図面の写しおよび付近見取図、また必要な場合には土地使用承諾書を添付し提出すること。

③ 公共樹設置工事は、道路管理者または土地所有者との協議、占用手続のため、2ヶ月程度の期間を必要とする場合もあることから、速やかに公共樹設置申請書を提出すること。

④ 公共樹設置の事前協議および公共樹設置申請は、上下水道部管路整備室下水道設備担当で受付ける。

(4) 西部地区の私有地内への公共樹設置工事

- ① 土地所有者の承諾が得られ、管理者が必要と認めた場合は、石積みおよび現場打ちコンクリート側溝に限り、側溝を横断し私有地内に管理者が公共樹を設置する。
- ② 既設公共樹から側溝を横断して私有地内に設置するため、土地使用承諾書を公共樹設置申請書に添付して提出すること。
- ③ 申請手続は、「(3) 公共樹設置申請の手続」による。

7. 温泉排水設備工事の取扱い

7. 温泉排水設備工事の取扱い

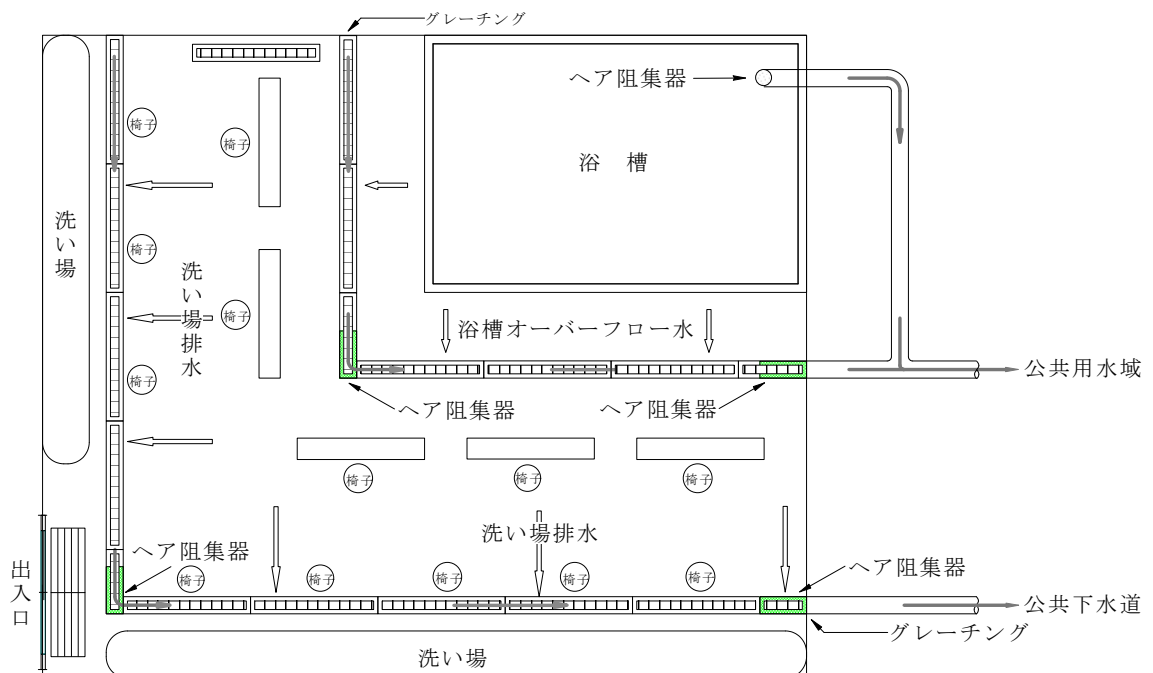
(1) 目的

温泉水の排除を適正に行うことを目的とする。

(2) 排水設備の設置方法等

- ① 分流区域において温泉を利用する事業場を新規に開設し、または増設、改築する場合は、放流先の関係機関（河川管理者等）の同意を得たうえで、排水設備設置義務免除の許可（※1）を受けた温泉の浴槽排水（※2）および浴オーバーフロー水を雨水として公共下水道（雨水管）に接続することを認める。このとき、許可の条件となる水質は終末処理場の放流水と同等以上とすること。
また、洗い場排水は汚水として公共下水道（污水管）に接続する排水設備を設置すること。
- ② 合流区域の温泉排水は、原則として公共下水道（合流管）に排除するものとするが、海岸、河川に隣接する場合は、放流先の関係機関（河川管理者等）の同意を得たうえで、排水設備設置義務免除の許可（※1）を受けた温泉の浴槽排水（※2）および浴槽オーバーフロー水を雨水として公共用水域に排出することを認める。このとき、許可の条件となる水質は終末処理場の放流水と同等以上とする。
- ③ 公共用水域に排出する場合は、ヘア阻集器等により毛髪を除去する施設を設置すること。
- ④ 温泉水は、排出量、温泉の泉質に違いがあるため、下水処理施設の流入水質、水量、処理能力、流出先等について上下水道部業務課水質指導担当と事前に協議すること。

(3) 温泉浴場の排水設備設置図例



※1 詳細は、第5部「1. 函館市排水設備設置義務免除許可事務取扱要綱」を参照。

※2 浴槽底部の沈殿物を含む下水は、水中ポンプ等により公共下水道に排除すること。

8. 下水道処理区域外からの 公共下水道施設の使用に関する取扱い

8. 下水道処理区域外からの公共下水道施設の使用に関する取扱い

(1) 目的

下水道処理区域外の施設等から排除される下水を公共下水道に排除しようとする場合について、技術上の基準に適合させるため、必要な事項を定める。

(2) 対象範囲

管理者は、公共下水道を使用しようとする者の申請に基づき申請者の施設から排除される水質、水量を勘案し、下水道施設の許容限度内において公共下水道の利用を許可することができる。

(3) 排水施設の設置について

公共下水道に接続する排水施設については申請者が私費で設置する。なお、工事完成后、施設は自己管理しなければならない。ただし、私費で設置した排水施設の一部を工事完成后、無償譲渡する場合は、「9. 管理者以外の者が行う公共下水道工事の取扱い」により行うこと。

(4) 下水道処理区域外からの公共下水道施設の使用に伴う申請

① 申請書類

ア 行為の許可申請書（様式第10号）（別紙16）

イ 附近見取図

ウ 平面図

排水設備計画確認申請書の工事図面の写しとすること。

エ 流量計算書（管理者が必要としたとき。）

② 申請手続

ア 申請者は、行為の許可申請書を管理者へ提出すること。

イ 管理者は、申請書の内容を確認し、許可書を申請者に交付する。

ウ 申請者は、公共下水道施設への接続工事申請を、「2. 排水設備の申請手続」により行うこと。

③ 許可に係わる条件

ア 工事の施工にあたり、その内容に変更が生じたときは、速やかに管理者と協議すること。

イ その他管理者の指示がある場合には、これに従うこと。

(5) 下水道使用料について

利用者は、処理区域内と同様に下水道使用料を納入するものとする。

9. 管理者以外の者が行う 公共下水道工事の取扱い

9. 管理者以外の者が行う公共下水道工事の取扱い

(1) 目的

管理者以外の者が公共下水道に関する工事について、技術上の基準に適合させるため、必要な事項を定める。

(2) 対象範囲

管理者は、管理者以外の者が公共下水道に関する工事を行うにあたり、その内容が管理者の定める技術上の基準に適合している場合は、工事を承認することができる。また、工事完成後、排水施設は、管理者へ無償譲渡することとし、設計・施工にあたっては、管理者と十分協議すること。

(3) 公共下水道私費工事（変更）承認申請について

管理者以外の者が公共下水道工事を私費で行う場合は、公共下水道私費工事（変更）承認申請により行うこと。

① 申請書類

- ア 公共下水道私費工事（変更）承認申請書（別紙17）
- イ 附近見取図
- ウ 平面図
- エ 縦断図
- オ 路面復旧図
- カ 詳細図

② 申請手続

- ア 申請者は、公共下水道私費工事承認申請書を管理者へ提出すること。
- イ 管理者は、申請書の内容を審査し、私費工事承認書を申請者に交付する。
- ウ 工事を着手しようとする時は、着手届および道路占用許可書の写しを速やかに管理者へ提出すること。
- エ 工事完了後、完了届および私費工事承認書の条件に示された書類を速やかに管理者へ提出すること。
- オ 管理者の検査完了後、申請者は施設受渡書に押印のうえ2部提出し、施設の無償譲渡および引渡しの手続をすること。
- カ 管理者は、施設受渡書に押印のうえ1部を申請者に返却する。

④ 工事に係わる条件

- ア 工事は、「下水道土木工事必携（案）」によるほか、管理者の技術指導を受けて施工すること。
- イ 工事の着手に先立って周辺に近接する家屋や物件等に対する影響を考慮し予防および回避する最善の措置を講ずること。
- ウ 工事の施工にあたり、その内容に変更が生じたときには、速やかに管理者と協議すること。
- エ 工事で設置された排水施設の管理については施設の所有権が管理者に移転し、その引渡しが完了するまでは、申請者の責任で行うこと。
- オ その他、管理者の指示がある場合には、これに従うこと。

(4) 完成検査

管理者が完成図書をもとに現地において完成検査を行う。

また、管理者が検査に施工者を立会わせる必要があると認めるときは、立会うこと。

なお、完成検査の結果、工事が不適合であるとされた場合は、管理者の指定する期間内に改修の工事をし、再度管理者の検査を受けること。

(5) 道路占用許可申請

① 申請時期と提出手続

ア 道路占用許可申請書は申請者が作成し、工事開始時期に間に合うよう、事前に道路管理者に提出する。

イ 道路使用許可申請書は施工者が作成し、所轄警察署へ提出する。

ウ 提出から許可までの日数については、おおむね次のとおりである。

市道	14日	国道	14日
道道	30日	警察	5日

② その他

工事の着工は、道路管理者の許可を受けた後、施工すること。

また、工事の施工期間中は歩行者および車輛の通行に支障がないよう十分な措置を講ずること。

③ 提出図書および部数

種別	道路占用				道路使用
	国道	道道	市道		警察
			新設	廃止	
申請書	1部	1部 (4枚)	1部 (5枚複写)	1部 (5枚複写)	1部 (2枚)
道路占用変更許可内訳書	—	4部	—	—	—
位置図(住宅地図)	1部	4部	3部	3部	2部
位置図(1/50,000)	1部	4部	—	—	—
位置図 (道路台帳図 1/500)	1部	4部	—	—	—
保安施設様式図	1部	4部	2部	2部	1部
仕様書	1部	4部	3部	3部	2部
断面図・平面図・復旧図 (1/50~1/100)	1部	4部	3部	3部	2部
理由書(3年規制道路掘削)	—	—	2部	2部	—
理由書(廃止管)	—	—	—	2部	—
占用工事着手・しゅん工届	1部	1部	1部	1部	—

※ 国道についてはデータでの提出も可能とする。

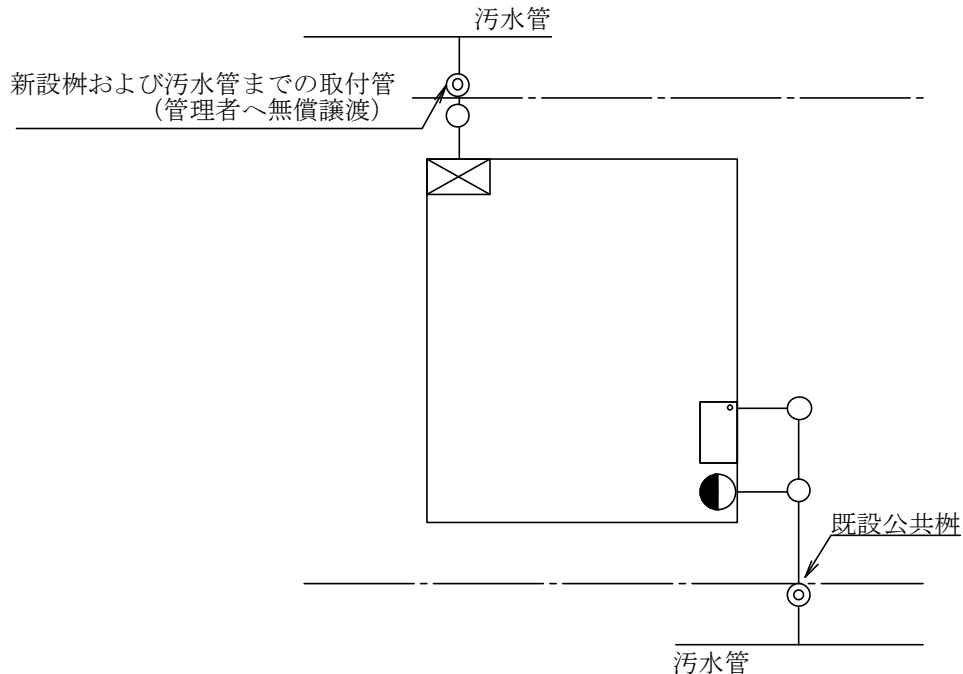
④ 工事関係所管官公署

所 管 事 項	所 管 官 公 署 等	電 話
道路占用許可 国道	函館開発建設部 函館道路事務所管理係	(代)49-2631
道路占用許可 道道	函館建設管理部 事業室事業課施設保全室	(代)45-6500
道路占用許可 市道	函館市土木部 道路管理課占用担当	(代)21-3410
	函館市戸井支所 産業建設課	82-2115
	函館市恵山支所 産業建設課	(代)85-2331
	函館市椴法華支所 産業建設課	(代)86-2111
	函館市南茅部支所 産業建設課	(代)25-5111
道路占用許可 港湾道	函館市港湾空港部 管理課	21-3487
道路使用許可 全路線	函館中央警察署 交通課道路使用係	(代)54-0110
	函館西警察署 交通課企画規制係	(代)42-0110
上水道 維持担当	函館市企業局 上下水道部管路整備室水道 管路等維持担当	(代)27-8753
下水道 維持担当	函館市企業局 上下水道部管路整備室下水道 管渠維持担当	(代)27-8751
都市ガス 立会依頼 切損事故補修	北海道ガス(株) 函館支社 供給グループ	(代)41-3175
電気 地下ケーブル立会	北海道電力(株) 函館支店 営業部配電グループ	(代)22-4111
	函館電力所送電グループ (特別高圧ケーブル)	43-6411
電話 地下ケーブル立会	(株)NTT東日本-北海道 北海道南支店 埋設部門 函館サービスセンター	86-5554
消防関係 建物消火設備 団地内消火栓	函館市消防本部 予 防 課 警 防 課	22-2144
		22-2146

(6) 工事実施例

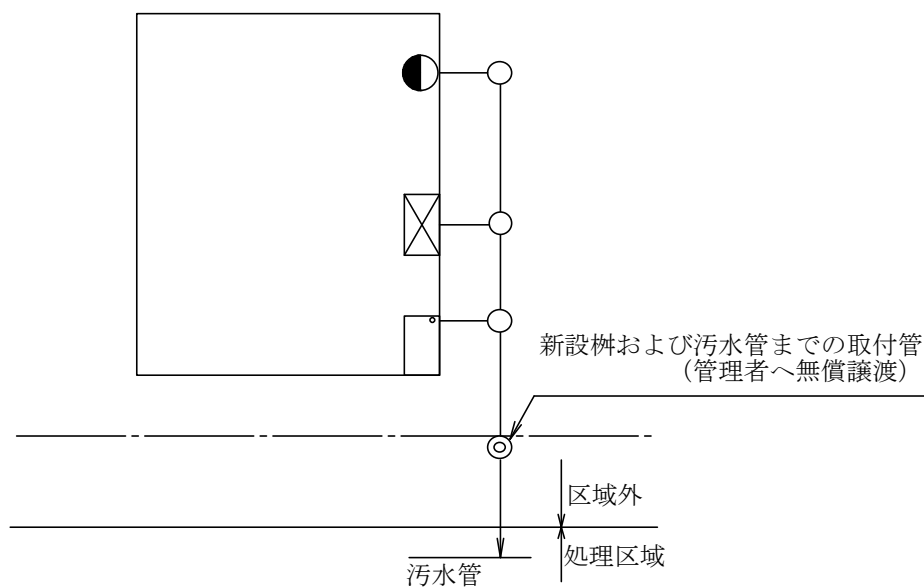
① 処理区域内の場合

家の前に公共柵は設置されているが、個人の事情により新たに公共柵等管理者の基準による排水施設を私費で設置し、工事完成后、施設を無償譲渡する場合。



② 処理区域外の場合

公共下水道へ技術的に接続可能であり、公共柵等管理者の基準による排水施設を私費で設置し、工事完成后、施設を無償譲渡する場合。



10. 公共下水道施設の 一時的な使用許可に関する取扱い

10. 公共下水道施設の一時的な使用許可に関する取扱い

(1) 目的

建設工事等による地下湧水や温泉の揚水試験のため、一時的に公共下水道を使用する場合について、排水処理を適正に行うことを目的とする。

(2) 公共下水道施設の一時使用許可に伴う申請

① 申請書類

ア 公共下水道一時使用許可申請書

イ 附近見取図

ウ 平面図

エ 縦断図

オ 沈砂槽等の構造図

カ 排水量算定書

排水量については、ポンプの能力をもとに一日あたりの排水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）と使用予定日数を乗じて算定したもの。

② 申請手続

ア 申請者は、公共下水道一時使用許可申請書を管理者へ提出すること。

イ 管理者は、申請書の内容を審査し、許可書を申請者に交付する。

ウ 使用を開始した時は、使用開始届を速やかに管理者へ提出すること。

エ 使用を終了した時は、使用終了届を速やかに管理者へ提出すること。

③ 工事に係わる条件

ア 沈砂槽は管理者と十分協議のうえ設計し、設置すること。

イ 沈砂槽は排水を開始してから定期的に点検し、溜まった沈砂は除去すること。

ウ 排水時の土砂等により公共下水道管が閉塞し、あるいは流水に支障が生じたときは、管路整備室に連絡し、指示に従い、申請者の責任において清掃すること。

エ 使用の状況によっては、一時中止を命ずることがある。

オ その他管理者の指示がある場合は、これに従うこと。

(3) 中間検査

中間検査は、管理者へ使用開始届提出後に施設の設置状況、放流先および放流水の水質が基準に適合しているかを検査するもので、検査にあたっては、現地において施工者立会いのもと、管理者が検査を行うことを原則とする。

(4) 下水道使用料について

使用終了届を提出後に、公共下水道へ排出された排水量に応じて算出した下水道使用料を別に発行する納入通知書により支払うこと。

1 1 . 融雪下水の取扱い

1 1. 融雪下水の取扱い

函館市における融雪下水の取扱いについて

1 融雪用水を使用しない融雪機器の融雪下水

項目 \ 排除方式	合流式下水道	分流式下水道
1 融雪下水の区分	雨 水	雨 水
2 融雪下水の排除先	公共桝(雨水桝または汚水桝)	公共雨水桝などの雨水排水施設
3 下水道使用料	賦課しない	賦課しない
4 排水設備の設置例	合流式下水道の場合①	分流式下水道の場合①

2 融雪用水を使用する融雪機器の融雪下水

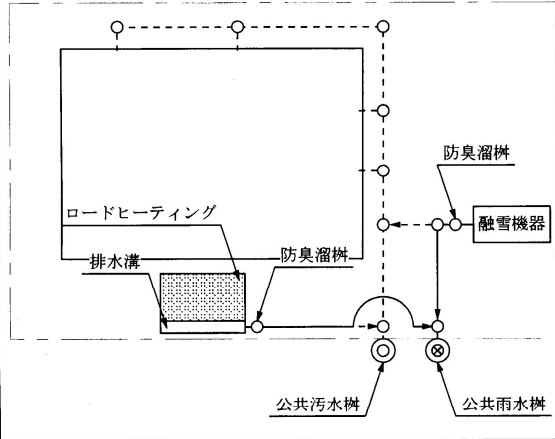
項目 \ 排除方式	合流式下水道	分流式下水道
1 融雪下水の区分	雨水(雪)と汚水(使用済の融雪用水)の混合水	雨水(雪)と汚水(使用済の融雪用水)の混合水
2 融雪下水の排除先	公共桝(雨水桝または汚水桝)	公共雨水桝などの雨水排水施設
3 下水道使用料	融雪用水の使用量に下水道使用料を賦課する	融雪用水の使用量が、私設メーターにより確認できるときは、下水道使用料を賦課しない
4 排水設備の設置例	合流式下水道の場合②, ③	分流式下水道の場合②, ③

(注)

- 1 雨水とは、雪どけ水、湧水等の自然水の総称をいう。
- 2 汚水とは、人為的に使用した水の総称をいう。
- 3 融雪用水とは、雪を融すために使用(加水)する水の総称であって、使用する水は水道水または自然水とする。
- 4 融雪下水とは、雨水である雪どけ水または雪どけ水と融雪用水が混合した状態の水をいう。

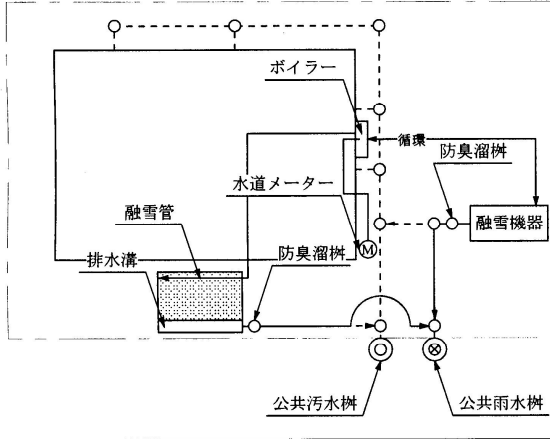
合流式下水道の場合

① 融雪用水を使用しない場合



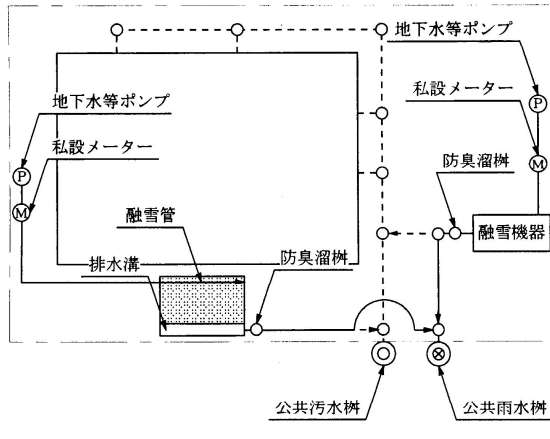
- 融雪用水を使用しない融雪機器により発生した融雪下水は、公共樹等（雨水樹または汚水樹）へ接続し排除すること。
- ロードヒーティングにより発生した融雪下水は、排水溝等で集水して公共樹等へ適正に排除し、道路上または敷地外へ流出し、他に支障を来さない構造とすること。
- 融雪用水を使用しない融雪機器により発生した融雪下水は、下水道使用料を賦課しない。
- 適正な位置に防臭溜槽を設置しなければならない。ただし、公共雨水樹に泥溜がある場合は防臭樹にすることができる。

② 融雪用水として水道水を使用する場合



- 融雪用水（水道水）を使用する融雪機器により発生した融雪下水は、公共樹等（雨水樹または汚水樹）へ接続し排除すること。
- 融雪管等により発生した融雪下水は、排水溝等で集水して公共樹等（雨水樹または汚水樹）へ適正に排除し、道路上等へ流出し他に支障を来さない構造とすること。
- 融雪用水（水道水）は、水道メーターにより計量し下水道使用料を賦課する。
- 適正な位置に防臭溜槽を設置しなければならない。ただし、公共雨水樹に泥溜がある場合は防臭樹にすることができる。

③ 融雪用水として水道水以外を使用する場合



- 融雪用水（水道水以外）を使用する融雪機器により発生した融雪下水は、公共樹等（雨水樹または汚水樹）へ接続し排除すること。
- 融雪管等により発生した融雪下水は、排水溝等で集水して公共樹等（雨水樹または汚水樹）へ適正に排除し、道路上等へ流出し他に支障を来さない構造とすること。
- 融雪用水（水道水以外）は、私設メーター設置等により計量し下水道使用料を賦課する。
- 適正な位置に防臭溜槽を設置しなければならない。ただし、公共雨水樹に泥溜がある場合は防臭樹にすることができる。

分流式下水道の場合

① 融雪用水を使用しない場合

- 融雪用水を使用しない融雪機器により発生した融雪下水は、公共雨水樹などの雨水排水施設へ接続し排除すること。
- ロードヒーティングにより発生した融雪下水は、排水溝等で集水して公共雨水樹などの雨水排水施設へ適正に排除し、道路上または敷地外へ流出し、他に支障を来さない構造とすること。
- 融雪用水を使用しない融雪機器により発生した融雪下水は、下水道使用料を賦課しない。
- 公共雨水樹などの雨水排水施設に泥溜がない場合は、適正な位置に泥溜樹を設置しなければならない。

② 融雪用水として水道水を使用する場合

- 融雪用水（水道水）を使用する融雪機器により発生した融雪下水は、公共雨水樹などの雨水排水施設へ接続し排除すること。
- 融雪管等により発生した融雪下水は、排水溝等で集水して公共汚水樹などの雨水排水施設へ適正に排除し、道路上等へ流出し他に支障を来さない構造とすること。
- 融雪用水（水道水）は私設メーター設置等により計量できる場合は、下水道使用料を賦課しない。
- 公共雨水樹などの雨水排水施設に泥溜がない場合は、適正な位置に泥溜樹を設置しなければならない。

③ 融雪用水として水道水以外を使用する場合

- 融雪用水（水道水以外）を使用する融雪機器により発生した融雪下水は、公共雨水樹などの雨水排水施設へ接続し排除すること。
- 融雪管等により発生した融雪下水は、排水溝等で集水して公共汚水樹などの雨水排水施設へ適正に排除し、道路上等へ流出し他に支障を来さない構造とすること。
- 融雪用水（水道水以外）は、下水道使用料を賦課しない。
- 公共雨水樹などの雨水排水施設に泥溜がない場合は、適正な位置に泥溜樹を設置しなければならない。

1 2. 靴洗い場排水の取扱い

1 2. 靴洗場排水の取扱い

(1) 目的

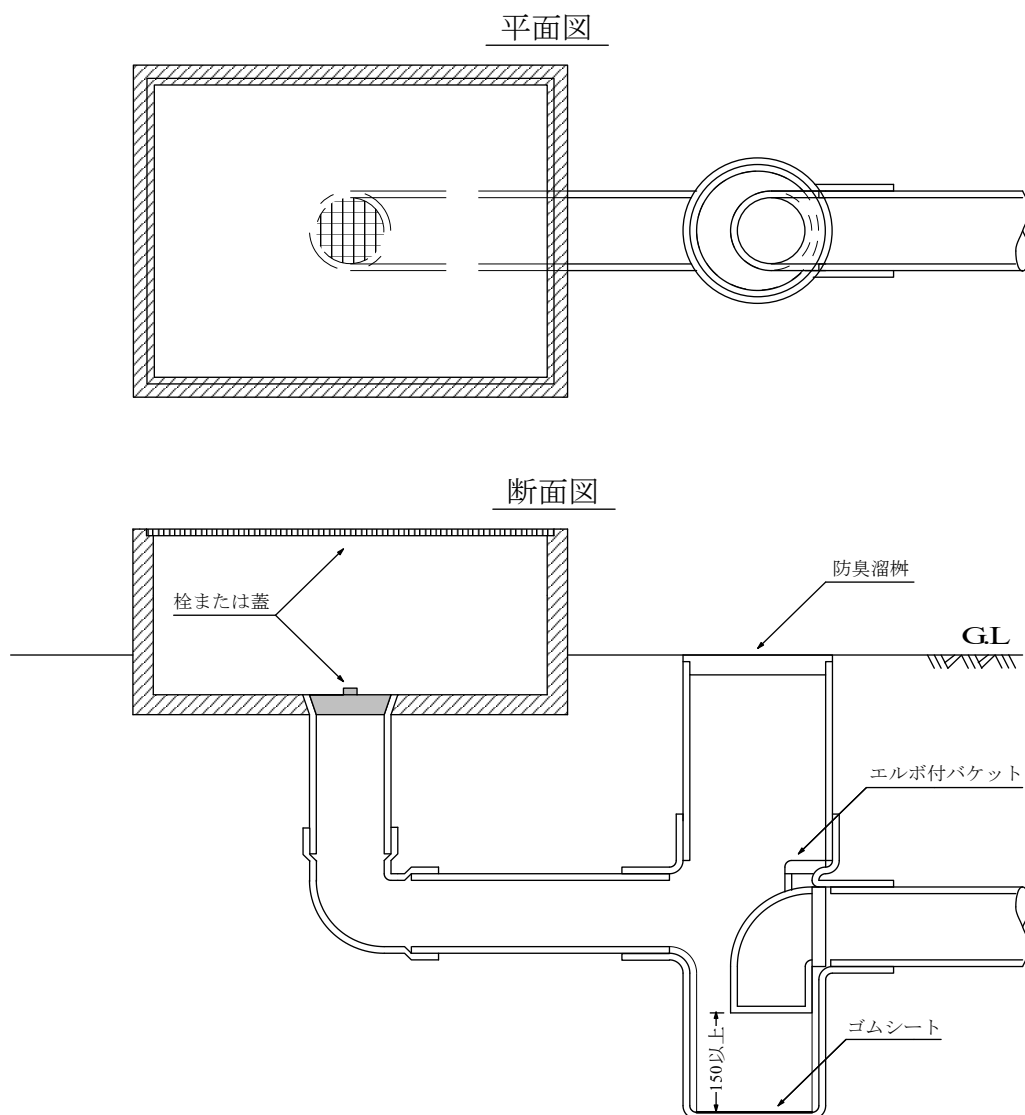
靴洗場の排水は、生活に起因し発生する廃水であり、「汚水」に分類されるため、合流式処理区域および分流式処理区域とも公共汚水桝に接続し、適正に排除を行うことを目的とする。

(2) 公共汚水桝接続の要件

- ① 臭気、詰まり等を防止するため、防臭溜桝または同等の機能を有する構造のものを必ず設置すること。
- ② 雨どい、ルーフドレン等からの雨水排水は、靴洗場に流入させない構造とすること。

(3) 靴洗場の使用方法

- ① 靴洗い後の泥等、詰まりの原因となるものが排水されるため、定期的に泥溜の点検、清掃を行うこと。
- ② 屋根のない靴洗場は、雨の流入を防止するため、靴洗場を使用しないときには栓または蓋を設置すること。



1 3. 排水設備工事しゅん工図書等の 閲覧の取扱い

13. 排水設備工事しゅん工図書等の閲覧の取扱い

(1) 目的

排水設備工事に係わるしゅん工図書等の適正な管理を行うため、現行保管しているしゅん工図書等の管理のほか閲覧方法、複写に関する取扱いを定める。

(2) 情報公開の基本

- ① しゅん工図書の情報公開は、「個人情報保護法」、「函館市情報公開条例」および「函館市個人情報保護条例」による。
- ② 排水設備工事に伴い所有者等から請求があった場合、または地下埋設工事等で現場確認のために資料が必要になった場合とする。

(3) 対象図書の名称

- ① 排水設備工事台帳
- ② 下水道工事しゅん工箇所平面図台帳：1 / 500および路線別しゅん工図
- ③ 分流改造工事施工図台帳

(4) 対象図書の閲覧の基準

- ① 閲覧を請求する者は、請求場所1箇所ごとに別紙18の「閲覧申込書」に係る事項を記入し、対象図書を管理する受付担当に提出すること。
- ② 閲覧場所は、「閲覧申込書」を提出した受付窓口とする。
- ③ 閲覧の内容により、別の閲覧場所を指示することがある。
- ④ 閲覧する場合は、担当者が立会うものとし、企業局外への持ち出しを認めない。

(5) 対象図書の複写の基準

- ① 複写の交付を受ける者は、請求場所1箇所ごとに「閲覧申込書」に係る事項を記入し、対象図書を管理する受付担当に提出すること。
- ② 交付を受ける場所は、「閲覧申込書」を提出した受付窓口とし、複写の部数は一部とする。
- ③ 排水設備工事台帳および分流改造工事施工図台帳については、請求人が当該排水設備の所有者または使用者もしくは工事関係者で所有者等の代理の者である場合は、台帳の写しの交付を受けることができる。
- ④ 排水設備計画確認申請書の複写は、原則として認めない。
- ⑤ 下水道工事しゅん工箇所平面図台帳の複写については、排水設備工事等の関係者が、写しの交付を受けることができる。
- ⑥ その他の工事業者の請求で、公共下水道管の事故防止上必要と認めた場合は、関係箇所の写しの交付をすることができる。

(6) 閲覧および複写の留意事項

閲覧および複写に関しては、下記の事項を遵守し、窓口担当者の指示に従うこととする。

- ① 利用目的を確認できる資料（工事契約書の写し、見積依頼書等）の提示を求めたときは、これに応じること。
- ② 閲覧および複写において得た個人情報（特定の個人が識別できる住所および

氏名などのほか，家屋の間取り，利害関係事項等）は，個人のプライバシーの保護ならびに基本的人権を侵害することのないよう，十分な配慮をすること。

- ③ 閲覧および複写により知り得た事項は，使用目的以外には絶対に使用しないこと。
- ④ 閲覧および複写を基に作成した書面等は，他に漏れることのないよう管理し，利用目的の達成後においては，不必要となった書面は，速やかに廃棄すること。

(7) その他

- ① 各種図面は，実際と異なる場合があること，また，経年管についてはしゅん工図不明により閲覧できないものがあることに留意すること。